

平成 28 年度からの羽生市介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）

サービスの種別	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
実施方法	市の指定事業者による	
サービス利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定者 ・チェックリスト該当者 → サービス事業利用申請が必要。 	
介護報酬	予防給付（介護予防訪問介護）を準用。国保連経由での審査・支払いとなる。 請求コード：A 1（みなし指定事業所）又はA 2（H27. 4. 1以降開所の事業所）	サービス利用 1 回あたり 243 単位に地域区分（6 級地：10. 42 円）を乗ずる。加算要件なし。 国保連経由での審査・支払いとなる。請求コード：A 3
利用者負担割合	1 割。一定以上の所得がある人は 2 割。	
限度額管理	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額管理の対象。国保連で管理。 ・チェックリスト該当者は要支援 1 の限度額を目安とする。 	
指定申請	介護予防訪問介護の指定を受けており、H27. 3. 31 にみなし指定となった事業所は不要。みなし指定の有効期限は H30. 3. 31 となり、更新申請は市に行う。	市に指定申請を行う。有効期限は 6 年。
指定基準	予防給付（介護予防訪問介護）を準用。	人員等を緩和した基準を規則に定める。 ※事業者が指定訪問介護・介護予防訪問介護・訪問介護相当サービスのいずれかの事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型A同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、各項目に規定する基準を満たしているものとみなす。
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 1 常勤・専従 1 人以上 ・訪問介護員等 常勤換算 2. 5 人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上※2 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従 1 人以上 ・従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は市長が指定する研修受講者】 ・訪問事業責任者 常勤の従事者のうち、利用者 40 人に 1 人以上 【資格要件：従事者に同じ】 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

平成 28 年度からの羽生市介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）

サービスの種別	通所介護相当サービス	通所型サービスA
実施方法	市の指定事業者による	
サービス利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定者 ・チェックリスト該当者 → サービス事業利用申請が必要。 	
介護報酬	予防給付（介護予防通所介護）を準用。国保連経由での審査・支払いとなる。 請求コード：A5（みなし指定事業所）又はA6（H27.4.1以降開所の事業所）	サービス利用1回あたり350単位に地域区分（6級地：10.27円）を乗ずる。加算要件なし。 国保連経由での審査・支払いとなる。請求コード：A7
利用者負担割合	1割。一定以上の所得がある人は2割。	
限度額管理	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額管理の対象。国保連で管理。 ・チェックリスト該当者は要支援1の限度額を目安とする。 	
指定申請	介護予防通所介護の指定を受けており、H27.3.31にみなし指定となった事業所は不要。みなし指定の有効期限はH30.3.31となり、更新申請は市に行う。	市に指定申請を行う。有効期限は6年。
指定基準	予防給付（介護予防通所介護）を準用。	人員等を緩和した基準を規則に定める。 ※事業者が指定通所介護・介護予防通所介護・通所介護相当サービスのいずれかの事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型A同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、各項目に規定する基準を満たしているものとみなす。
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供